

令和元年度

事業概要

経済観光局

目 次

I	経済観光局の概要	1
II	組織と事務分掌	3
III	令和元年度 主要事業	12

(3) 食肉センター事業費 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	208,611	1 事業費	685,110
2 繰入金	540,996	2 繰出金	266,498
3 繰越金	1	3 予備費	2,000
4 市債	204,000		
歳入合計	953,608	歳出合計	953,608

(4) 農業共済事業費 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業勘定収入	214,855	1 事業勘定支出	214,855
2 業務勘定収入	123,418	2 業務勘定支出	122,918
		3 予備費	500
歳入合計	338,273	歳出合計	338,273

(5) 農業集落排水事業費 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	109,600	1 事業費	685,680
2 県支出金	216,200	2 諸支出金	892,028
3 繰入金	1,020,908	3 予備費	1,000
4 市債	232,000		
歳入合計	1,578,708	歳出合計	1,578,708

経済観光局

経済政策課

<総務係>

- (1) 局及び課の庶務並びに局内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 局の職員の安全衛生に関すること。
- (3) 産業に係る諸団体及び事業所との連絡及び調整に関すること。
- (4) 神戸市経済観光局指定管理者選定評価委員会に関すること。
- (5) 株式会社神戸商工貿易センターに関すること。
- (6) 局が所管する外郭団体の総合調整に関すること。
- (7) 局の予算の経理に関すること。
- (8) 局が所管する補助金等に係る調査及び検査に関すること（中央卸売市場運営本部経営課経営係及び西部市場業務係の所管に属するものを除く。）。
- (9) 各種の事業資金及び基金の管理に関すること。

<企画係>

- (1) 産業振興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。
- (2) 市内産業の現況に関する調査研究及び局の基本施策に係る調整に関すること（就労促進係の所管に属するものを除く。）。
- (3) 中小企業及び地域産業の振興に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (4) 大規模事業所との連絡及び調整に関すること（工業課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項に規定する指定法人との連絡及び調整に関すること。
- (6) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に関すること。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に関すること。
- (8) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に関すること。
- (9) 神戸市産業振興センターに関すること。
- (10) 公益財団法人神戸市産業振興財団に関すること。
- (11) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること。
- (12) 神戸市大規模小売店舗等立地審議会に関すること。
- (13) 貿易の促進及び経済交流に関すること。
- (14) 国内及び国外の貿易見本市及び展示会に関すること。
- (15) 貿易関連団体等に関すること。
- (16) 地元企業の海外ビジネスに関連する情報の収集及び個別相談及び販路開拓等の支援に関すること。
- (17) 外国人材活用に関する個別相談及び採用支援に関すること。
- (18) 中小企業団体との連絡及び調整に関すること。
- (19) 中小企業の制度融資及び融資あっせんに関すること。
- (20) 金融事情の調査に関すること。
- (21) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項に規定する認定に関すること。
- (22) 信用保証協会及び金融機関との連絡及び調整に関すること。

<就労促進係>

- (1) 市内産業の現況に関する調査研究及び局の基本施策に係る調整に関すること（企画係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 雇用及び就労状況に関する連絡及び調整に関すること。
- (3) 都市型創造産業振興に関する企画、立案、調整及び推進に関すること。

- (4) デザインを活(い)かした産業に関する企画、立案、調整及び推進に関すること。
- (5) デザイン・クリエイティブセンター神戸に関すること（企画調整局産学連携ラボの所管に属するものを除く。）。

工業課

<振興係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 成長産業の育成に関すること。
- (3) 工業立地の相談及び指導に関すること。
- (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。
- (5) 中小工場の集団化及び団地建設の指導に関すること。
- (6) インナーシティに係る地域の工場立地に係る調査及び研究並びに諸事業に関すること。
- (7) 大規模事業所との連絡及び調整に関すること（経済政策課企画係の所管に属するものを除く。）。
- (8) 神戸市ものづくり工場に関すること。
- (9) 公益財団法人新産業創造研究機構に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、工業の振興に関すること。

商業流通課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 商業団体の育成及び指導に関すること。
- (3) 商店街及び小売市場の育成及び指導に関すること。
- (4) 流通対策に関する連絡及び調整に関すること。
- (5) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に関すること。
- (6) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）に関すること。
- (7) 商品券事業に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、商業の振興に関すること。

ファッション産業課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 地場産業の育成及び振興に関すること。
- (3) 地場産業関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (4) 神戸ファッション美術館及び神戸ファッションマートに関すること。
- (5) 北野工房のまちに関すること。
- (6) 生活文化産業の振興に関すること。

観光M I C E部

観光企画課

- (1) 部及び課の庶務に関すること。
- (2) 観光及びM I C Eの振興に係る総合的企画、調査及び連絡調整に関すること。
- (3) 観光事業関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (4) 泉源の管理に関すること。

- (5) 六甲山及び摩耶山の活性化に関すること（摩耶ケーブル及び摩耶ロープウェーに関するものを除く。）。
- (6) 神戸市立国民宿舎，神戸市立須磨海浜水族園，神戸市有馬温泉の館，神戸市立太閤の湯殿館，神戸市立有馬温泉観光交流センター，神戸国際会議場及び神戸国際展示場に関すること。
- (7) 一般財団法人神戸観光局及び株式会社有馬温泉企業に関すること。

農政部

計画課

<計画係>

- (1) 部及び課の庶務に関すること。
- (2) 農政の総括及び基本計画並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 農業構造の改善に関する調査，計画及び調整に関すること。
- (4) 登録農家制度に関すること。
- (5) 農業及び漁業の担い手に係る施策に関すること。
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及びその関係法令に関すること（西農業振興センター西ふるさと振興係及び北農業振興センター北ふる里振興係の所管に属するものを除く。）。
- (7) 神戸市いのししからの危害の防止に関する条例（平成26年10月条例第23号）に関すること。
- (8) 農業者年金に関する調整に関すること。
- (9) 農業振興資金融資及び農漁業制度資金利子補給制度に関すること。
- (10) 農業振興センター及び農業委員会との連絡及び調整に関すること。
- (11) 課の所管の工事等の施行に関する事務手続に関すること。
- (12) 課の所管の補助事業の申請，報告及び精算に関すること。
- (13) 農林土木事業の調査，計画及び調整に関すること。
- (14) 東播用水事業に関すること。
- (15) 農業協同組合等又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業に係る事務（審査及び技術的援助を除く。）に関すること。
- (16) 排水処理施設（神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号）第2条第2号に規定する排水処理施設をいう。）の使用料に関すること。
- (17) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（有害鳥獣に係るものに限る。）。

<地域整備係>

- (1) 人と自然との共生ゾーンに関すること。
- (2) 人と自然との共生ゾーン審議会に関すること。
- (3) 農業振興地域整備計画その他の計画の調査及び調整に関すること。
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく指定市の長が行う農地関係事務（農業委員会事務局の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 農村地域の総合整備に関する調査，計画及び調整に関すること。
- (6) 集落営農事業の推進に関すること。
- (7) 農地保有合理化学業の計画，調整等に関すること。
- (8) 神戸市立農村環境改善センターに関すること。
- (9) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（農村地域の空家及び空家の跡地の活用に係るものに限る。）。

<土地改良係>

- (1) ほ場整備事業に係る工事の計画，設計，監督及び検査に関すること。

- (2) 土地改良区の設立及び運営の指導に関すること。
- (3) 地籍調査（西区神出町五百蔵，神出町池田，神出町北，神出町古神，神出町小束野，神出町田井，神出町東，神出町広谷，神出町宝勢，神出町南，神出町紫合，神出町勝成，岩岡町岩岡，岩岡町印路，岩岡町西脇，岩岡町野中，岩岡町古郷，大沢1—2丁目，上新地1—3丁目，福吉台1—2丁目及び竜が岡1—5丁目に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 農業協同組合等又は土地改良法第3条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業に係る事務（審査及び技術的援助に限る。）に関すること。
- (5) 農道及び林道の整備事業及び管理に関すること。
- (6) 農業用水利施設整備事業に関すること。
- (7) ため池整備事業に関すること。
- (8) 農地・農業用施設の災害復旧工事に関すること。
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8の規定による伐採の届出，同法第11条第5項の規定による認定及び同法第49条第1項の規定による許可に関すること。
- (10) 森林の保護及び育成に関する連絡及び調整に関すること。
- (11) 漁港の土木工事に係る調査及び設計並びに工事の実施，監督及び検査に関すること。
- (12) マリンピア神戸及び水産関連施設の土木工事に係る調査及び設計並びに工事の実施，監督及び検査に関すること。

<集落排水係>

- (1) 農業集落排水事業に関すること。

調整区域指導課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市街化調整区域内の開発行為等の許可，規制及び指導に関すること（開発行為に伴う宅地造成については，建設局防災部防災課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 市街化調整区域内の開発行為に伴う宅地造成の検査に関すること（建設局防災部防災課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 市街化調整区域内の建築確認に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）への適合性の審査に関すること。
- (5) 市街化調整区域内の優良宅地の認定に関すること。
- (6) 神戸市開発審査会に関すること。
- (7) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の規定による届出の受理及び進達に関すること（市街化調整区域に係るものに限る。）。

農水産課

<農産園芸係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 食都神戸の推進に関すること。
- (3) 園芸作物の生産の振興及び技術の普及に関すること。
- (4) こうべ旬菜育成推進事業に関すること。
- (5) 農産物等の消費の拡大に関すること。
- (6) 農業体験交流事業に関すること。
- (7) 観光農業に関すること。
- (8) 農業構造の改善に関すること（計画課計画係の所管に属するものを除く。）。
- (9) 農業生産組織の育成に関すること。
- (10) 土づくり（有機質重点型農業をいう。）の推進に関すること。

- (1) 先端技術の導入及び普及に関すること。
- (2) 果実酒類等の調査、研究及び開発に関すること。
- (3) 神戸市立六甲山牧場及び神戸市立自然環境活用センター並びに神戸フルーツ・フラワーパーク及び農業公園に関すること。
- (4) 一般財団法人神戸みよりのの公社に関すること。

<水産漁港係>

- (1) 水産資源の培養に関すること。
- (2) 漁港の管理及び整備計画に関すること。
- (3) 神戸市立海づり公園に関すること。
- (4) 栽培漁業センターに関すること。
- (5) マリンピア神戸の管理に関すること。
- (6) 漁業構造改善事業に関すること。
- (7) 漁港海岸に係る海岸保全施設の管理に関すること。
- (8) 漁業の統計及び調査に関すること。
- (9) 神戸市立水産会館に関すること。
- (10) 神戸市立水産体験学習館に関すること。
- (11) 神戸フィッシャリーナに関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、沿岸域の漁業の振興に関すること。

西農業振興
センター（2）

<西ふる里振興係>

- (1) 西農業振興センターの庶務に関すること。
- (2) 農業振興地域の管理に関すること。
- (3) 人と自然との共生ゾーンに関すること。
- (4) 都市農村交流の推進に関すること。
- (5) 登録農家制度に関すること。
- (6) 農地の有効活用の推進に関すること。
- (7) 農業の担い手の育成に関すること。
- (8) 農業振興資金に関すること。
- (9) 農業の統計調査、広報及び広聴に関すること。
- (10) 土地基盤整備の推進に関すること。
- (11) 農地・農業用施設の災害復旧に係る調査に関すること。
- (12) 農業委員会との連絡及び調整に関すること。
- (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及びその関係法令に関すること（北農業振興センター北ふる里振興係及び経済観光局農政部計画課計画係の所管に属するものを除く。）。
- (14) 北農業振興センターとの連絡及び調整に関すること（他の課の所管に属することを除く。）。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務に関すること。

<西生産振興係>

- (1) 米政策改革に関すること。
- (2) 農作物共済事業に関すること。
- (3) 園芸施設共済事業に関すること。
- (4) 神戸市農業共済条例（昭和43年3月条例第45号）に規定する損害評価会に関すること。
- (5) 米麦の生産改善に関すること。
- (6) 園芸作物の振興に関すること。
- (7) 農業生産環境の改善、農業生産組織の育成及び集落営農事業の推進に関すること。
- (8) 農業構造の改善及び集落の活性化のための事業の実施に関すること。
- (9) 観光農業に関すること。

- (10) 収入保険制度に関すること。
- (11) 北農業振興センターとの連絡及び調整に関すること（他の課の所管に属することを除く。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。

<畜産振興係>

- (1) 畜産物の生産及び技術の普及に関すること。
- (2) 飼料作物の増産及び改良に関すること。
- (3) 家畜の糞（ふん）尿の処理及び飼育環境の整備に関すること。
- (4) 家畜の衛生及び防疫に関すること。
- (5) 肉牛経営資金に関すること。
- (6) こうべ育成牧場に関すること。
- (7) 畜産物の消費拡大に関すること。
- (8) 家畜共済事業に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、畜産の振興に関すること。

北農業振興センター（2）

<北ふる里振興係>

- (1) 北農業振興センターの庶務に関すること。
- (2) 農業振興地域の管理に関すること（北区に係るものに限る。以下第14号までにおいて同じ）。
- (3) 人と自然との共生ゾーンに関すること。
- (4) 都市農村交流の推進に関すること。
- (5) 登録農家制度に関すること。
- (6) 農地の有効活用の推進に関すること。
- (7) 農業の担い手の育成に関すること。
- (8) 農業振興資金に関すること。
- (9) 農業の統計調査、広報及び広聴に関すること。
- (10) 土地基盤整備の推進に関すること。
- (11) 農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関すること。
- (12) 農業委員会との連絡及び調整に関すること。
- (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及びその関係法令に関すること（西農業振興センター西ふる里振興係及び経済観光局農政部計画課計画係の所管に属するものを除く。）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務に関すること。

<北生産振興係>

- (1) 米政策改革に関すること（北区に係るものに限る。以下第10号までにおいて同じ）。
- (2) 農作物共済事業に関すること。
- (3) 園芸施設共済事業に関すること。
- (4) 神戸市農業共済条例（昭和43年3月条例第45号）に規定する損害評価会に関すること。
- (5) 米麦の生産改善に関すること。
- (6) 園芸作物の振興に関すること。
- (7) 農業生産環境の改善、農業生産組織の育成及び集落営農事業の推進に関すること。
- (8) 農業構造の改善及び集落の活性化のための事業の実施に関すること。
- (9) 観光農業に関すること。
- (10) 収入保険制度に関すること（北区に係るものに限る。）。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。

中央卸売市場
運営本部

経営課

<経営係>

- (1) 本部及び課の庶務に関すること。
- (2) 本場、東部市場及び西部市場（以下中央卸売市場運営本部経営課において「本場等」という。）との連絡及び調整に関すること。
- (3) 本場等の運営の企画及び統計調査に関すること。
- (4) 市場事業費及び食肉センター事業費の予算及び決算に関すること。
- (5) 本場等の経営の分析及び改善に関すること。
- (6) 本場等の再整備計画に関すること。
- (7) 神戸市中央卸売市場業務運営協議会に関すること。
- (8) 市場取引委員会に関すること。

本場（2）

<管理係>

- (1) 本場の庶務並びに市場内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 市場の予算の経理に関すること。
- (3) 補助事業の申請、報告及び清算に関すること。
- (4) 本場の運営の調査に関すること。
- (5) 施設の整備の計画に関すること。
- (6) 市場施設の指定及び使用の許可に関すること。
- (7) 各種の使用料、償還金その他収入金の徴収に関すること。
- (8) 各種の保証金の徴収に関すること。
- (9) 市場の維持管理、保安衛生及び清掃に関すること。
- (10) 電気設備の保守管理に関すること。
- (11) 関連事業者（市長が定める食料品卸売業に係る事業者を除く。）に対する許可、その取消し、指導及び監督に関すること。
- (12) 本場に係る再整備事業に関すること。

<業務係>

- (1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者（市長が定める食料品卸売業に関するものに限る。）の業務の許可、認可又は承認、その取消し及び指導監督に関すること。
- (2) 関係事業者の業務の検査に関すること。
- (3) 卸売業者の財務の検査及び経営指導に関すること。
- (4) 仲卸業者及び関連事業者（市長が定める食料品卸売業に関するものに限る。）の財務の検査及び経営指導に関すること。
- (5) 調査統計及び流通の調査に関すること。
- (6) 買出人の指導に関すること。

東部市場（2）

<管理係>

- (1) 市場の庶務並びに市場内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 市場の予算の経理に関すること。
- (3) 補助事業の申請、報告及び清算に関すること。
- (4) 東部市場の運営の調査に関すること。

- (5) 施設の整備の計画に関する事。
- (6) 市場施設の指定及び使用の許可に関する事。
- (7) 各種の使用料、償還金その他収入金の徴収に関する事。
- (8) 各種の保証金の徴収に関する事。
- (9) 市場の維持管理、保安衛生及び清掃に関する事。
- (10) 電気設備の保守管理に関する事。
- (11) 関連事業者（市長が定める食料品卸売業及び花き部に係る事業者を除く。）に対する許可、その取消し、指導及び監督に関する事。

<業務係>

- (1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者（市長が定める食料品卸売業及び花き部に係るものに限る。）の業務の許可、認可又は承認、その取消し及び指導監督に関する事。
- (2) 関係事業者の業務の検査に関する事。
- (3) 卸売業者の財務の検査及び経営指導に関する事。
- (4) 仲卸業者及び関連事業者（市長が定める食料品卸売業及び花き部に係るものに限る。）の財務の検査及び経営指導に関する事。
- (5) 調査統計及び流通の調査に関する事。
- (6) 買出人の指導に関する事。

西部市場（2）

<業務係>

- (1) 西部市場及び食肉センターの庶務に関する事。
- (2) 西部市場及び食肉センターの予算の経理に関する事。
- (3) 西部市場及び食肉センターの維持管理、保安衛生及び清掃に関する事。
- (4) 西部市場及び食肉センターの施設の整備に関する事。
- (5) 西部市場及び食肉センターの施設の指定及び使用の許可に関する事。
- (6) 各種の使用料、手数料、償還金その他収入金の徴収に関する事。
- (7) 各種の保証金の徴収に関する事。
- (8) 西部市場及び食肉センターの運営企画、調査及び統計に関する事。
- (9) 卸売業者、売買参加者及び関連事業者の業務の許可又は承認、その取消し及び指導監督に関する事。
- (10) 卸売業者の業務検査及び財務検査に関する事。
- (11) 食肉取扱業者等の業務の指導監督に関する事。

農業委員会事務局

- (1) 農業委員会の庶務に関すること。
- (2) 農地法（平成27年法律第229号）その他の法令に基づく農地関係事務に関すること。
- (3) 農地利用の最適化の推進に関すること。
- (4) 農地の交換分合，その他農地に関すること。
- (5) 農地等の利用関係についての斡旋及び争議の防止に関すること。
- (6) 農業者年金事務に関すること。
- (7) 農業経営の合理化及び農家生活の改善に関すること。
- (8) 農業及び農業者に関する情報提供に関すること。
- (9) 他の行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出・公表，諮問に対する答申等に関すること。
- (10) その他農業の振興計画の樹立及び実施の推進に関すること。

令和元年度 主要事業の概要

[I 成長産業の育成と中小事業者の振興]

1. 都市型創造産業の振興

① 都市型創造産業の振興（経済政策課）

市内での都市型創造産業の振興のため、企業の持つ課題に対してクリエイターとの連携を促進することによる創造的解決をはかるとともに、クリエイター同士のマッチングを進め新たな価値を生み出す機会を創出する。また、台湾での神戸産品PRにおいて、神戸のクリエイターを活用した空間作りや現地クリエイターとの交流をはかる。

② デザインによるものづくりの推進（経済政策課）

市内中小企業のデザイン活用を推進するため、啓発に向けたセミナーや、デザイナー・クリエイターを含めた異業種間の交流イベント、商品開発支援等を実施する。さらに、市内中小製造業が経営戦略にデザインの視点を取り込むデザイン経営の導入を支援する。

2. 次代のリーディング産業育成

① 水素産業への参入促進（工業課）

地元中小企業の水素産業分野への参入を促進するため、人材育成や製品開発、事業計画策定等を支援する。また、大学・研究機関や大手企業との共同研究・開発・実証を促進するため、新たな補助制度を創設するとともに専門アドバイザーによる伴走型支援を行う。

② 航空宇宙産業のサプライチェーン構築（工業課）

航空機産業分野における共同受注・協業体制の構築や販路開拓に取り組む市内中小企業グループに対し、活動費用の一部を補助するとともに、経験豊富なコーディネーターによる品質管理体制強化や受注獲得等の支援を行う。また、国、支援機関、外国政府機関・自治体と連携し、海外企業との商談や技術交流など海外展開を支援する。

③ 生産性向上のためのIoT・AI・ロボットの導入促進（工業課）

中小製造業の人手不足を補い生産性を向上させるため、兵庫県と連携して、生産現場等へのIoT・AI・ロボット導入を促進する。具体的には、ワンストップ窓口における相談業務やセミナーでの先進事例等の紹介のほか、アドバイザー派遣による企業・現場ごとの課題抽出や導入方法の検討、製品紹介など、あらゆる段階に応じたきめ細やかな支援を行う。

④ 農商工連携イノベーション創造事業（工業課）

農業・食糧分野の生産現場が抱える重労働，労働力不足，生産性向上などの課題の中から選定したテーマについて，市内中小製造業の優れたものづくり技術を活用し，これら課題を解決するための機器開発を推進する。

⑤ 中小製造業投資促進等助成制度（工業課）

市内中小製造業の生産性・技術力の向上，受注拡大，研究開発機能の強化等に向けた積極的な設備投資を支援するとともに，女性の雇用を促進するための環境整備を支援し，操業基盤の強化をはかる。特に，今後成長が見込まれる戦略産業分野（「航空・宇宙」「医療・健康・福祉」「農業・食糧」「環境・エネルギー」の4分野）にかかる設備投資や，生産性の向上に資するI o T・A I・ロボット等の導入については助成率を引き上げる等重点的に支援する。

3. 中小事業者支援の強化

（1）若者の市内就職の促進

① 市内企業の人材確保支援（経済政策課・工業課）

中小企業の人材不足に対応するため，市域内外での業界研究会，市内企業の採用力強化支援，市の雇用・就労関連情報ポータルサイトでの情報発信を行うほか，兵庫県との協調により中小企業奨学金返済支援制度を実施する。さらに，理科系人材の獲得支援として，理系学生を対象とした市内企業による就職イベントを実施するほか，首都圏の理系学生，大学職員を対象に，市内製造業での研修・交流会を実施し，神戸での就職のきっかけづくりを行う。

② 若年者の地元就職の促進（経済政策課・工業課）

大学や高校の就職指導担当者と市内企業の交流機会を設けるほか，WEB上での学生と社会人の交流プラットフォームの活用により，地元就職を促進する。さらに，就職活動開始前の学生や高校生が市内企業と交流できる就職ガイダンス等を実施し，早期から地元就職への関心を深めていく。

また，市内大学生や教員の地元中小製造業に対する認知・関心を高めるため，学生が企業を訪問し生産現場が抱える課題解決等に取り組む機会を設ける。

③ 留学生等外国人人材獲得支援（経済政策課（海外ビジネスセンター））

市内企業の外国人雇用のニーズに対して，就活セミナーや模擬面接会等の外国人留学生等と市内企業との交流の場を提供するとともに，外国人留学生等を対象とした合同企業説明会を開催し，企業のグローバル化を支援するほか，新たに在留資格についての相談や外国人雇用サービスセンター等と連携して入管法改正（特定技能等）についてのタイムリーな情報提供を行っていく。

(2) 新たな手法による中小事業者支援

① 100年経営支援（事業承継支援）事業（経済政策課）

中小企業の事業承継の円滑化をはかるため、事業承継のニーズの掘り起しや専門家による訪問支援、後継者不在企業と起業家等の外部人材とのマッチングに取り組む。

さらには、企業毎に最適な方向性を導けるよう専門家支援の充実をはかるとともに、新たに起業家マッチングコーディネータを配置し、後継者不在企業とのマッチングを強化する。

② 新たな販路開拓支援事業（経済政策課）

中小企業の主要な経営課題である「販路開拓」を支援するため、神戸商工会議所と連携してバイヤー招聘個別商談会の開催や駅ナカ等の販売チャレンジパイロットショップの運営を拡充して実施し、10年間で延べ5000社の販路開拓機会の創出をめざす。

③ 中小企業の生産性向上支援（経済政策課）

中小企業のITツール導入による生産性向上を実現するため、中小企業のIT知識を補うコーディネーターを派遣し、導入効果検証から最適ツール調達までの一貫した支援を行う。

④ 神戸の特性を活かした起業支援（食ビジネスのスタート支援）（経済政策課）

多様な食文化とマーケットを持つ神戸ならではの環境を活かした手法により、若者の神戸での起業と定着を促進するため、食ビジネスへの挑戦を応援する。比較的参入しやすく個性を打ち出すことができるキッチンカー事業への挑戦に対して、補助金・出店場所・経営ノウハウの提供による支援を行う。

⑤ 起業・創業支援（経済政策課）

市内7つの支援機関が連携し起業・開業の様々なニーズにワンストップで応える神戸開業支援コンシェルジュや、クリエイターをはじめ多様な人材が交流・融合する“場と機会”を提供する神戸起業操練所の運営により、新事業の創出を実現する総合的な支援を提供する。

⑥ 海外ビジネス支援（経済政策課（海外ビジネスセンター））

海外に拠点のある日系企業等と連携することにより、海外企業とのビジネスマッチングなど海外における販路開拓支援を行うほか、ベトナム等のアジア新興国において個別商談会を開催し、地元企業の海外ビジネスにおける個別ニーズに対してサポートを行う。

4. 神戸らしいファッション産業の発信

① メディア等と連携した「ファッション都市・神戸」PR

(ファッション産業課)

「ファッション都市・神戸」のブランド力を向上させ、市街地の回遊性を高め、まちのにぎわいを創出するため、メディア等と連携し、旧居留地周辺で衣食住遊を含む神戸のファッション産業をPRするとともに、神戸の魅力的な情報を発信する。

② 西宮市等と連携した「灘の酒」PR (ファッション産業課)

「灘の酒」のブランド力向上および販路開拓とともに、酒造地域への誘客促進をはかるため、灘五郷酒造組合と灘五郷を有する神戸市と西宮市、両市をつなぐ阪神電気鉄道株式会社による阪神電気鉄道沿線及び酒造地域を中心としたPR事業及び、灘五郷酒造組合、神戸市、西宮市による海外や首都圏に向けたPR事業を実施する。

③ 神戸シューズのブランディング強化・シューズ産業販路開拓支援

(ファッション産業課)

神戸の主要な地場産業であるケミカルシューズの知名度向上および販路開拓支援のために、日本ケミカルシューズ工業組合が地域団体商標登録している「神戸シューズ」について、専門家と協業し、ブランディングを強化するとともに、百貨店催事等への商品供給支援を行う。

④ 「真珠のまちKOBÉ」の海外発信 (ファッション産業課)

神戸の真珠産業の認知度向上および活性化のため、真珠の国際展示会の神戸開催に向けた調査・誘致活動を行うほか、香港や欧米などのジュエリーショーにおいて販路開拓を行う事業者に対する支援を行う。

5. 商店街・小売市場の活性化

① 地域商業活性化支援事業 (商業流通課)

「集客力向上・売上向上・地域課題解決」をめざし、商店街・小売市場が自ら企画・提案する事業を一括して柔軟に支援することで、各団体の個性を活かした取り組みによる魅力とにぎわいの創出をはかる。また、現在のインバウンド向けモバイル決済導入支援枠の対象事業を、国内向けも含めたキャッシュレス決済(ICクレジットカード、電子マネー、QRコード)へ拡充するとともに、新たにラグビーワールドカップを盛り上げる事業を支援する。

② 商店街・小売市場 再編促進事業 (商業流通課)

商店街・小売市場を再編し、商業活性化と人口増に資する建替えや再開発を実施する際に、営業継続に必要な移転経費の一部を補助することで、廃業による店舗の減少を防ぎ、商店街等の活性化につなげる。

③ プレミアム付商品券事業（商業流通課）

消費税引上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券の発行・販売を行う。

6. 多様な人材の確保・働き方の推進

① 女性起業家支援事業（経済政策課）

家事や育児の余暇時間を活用できる子育て世代の女性をターゲットとして、新たに在宅ハンドメイドや美容などの分野におけるプチ起業や、交流会等によるネットワーク形成等の支援に取り組む。

② キャリアブランクのある女性等の再就職・転職希望者の支援（経済政策課）

市内での再就職を希望するキャリアブランクのある女性や転職を考えている若者等を対象に、企業と就業希望者とのマッチングを円滑に進めるため、インターンシップ等の就職支援を新たに実施する。

③ 在宅ワークの推進（経済政策課）

働く意欲を持ったすべての市民が活躍できる環境づくりを進めるため、これまでの在宅ワーク初心者向けに加えて、新たに一定のスキル獲得を目指す経験者を対象としたレベルに応じた在宅ワークのためのセミナー等を実施し、多様な働き方を実現するためのスキルアップを支援する。

[Ⅱ 国際・観光都市の魅力創造による集客力の向上]

1. 神戸観光局による観光戦略の推進

今後更なる増加が期待されるインバウンドの誘客をはじめとした国内外からの滞在型観光の推進をはかるため、公民連携やマーケティングに基づく戦略策定に基づき事業を展開する。

① インバウンド誘致の強化（観光企画課）

2020年外国人観光客数200万人の目標達成に向け、マーケティングディレクターを中心とした国別戦略やターゲットの明確化によるSNSを活用した旅マエ・旅ナカプロモーションの実施や、さらなる民間人材の活用による情報発信の強化など、マーケティングに基づく戦略的かつ持続可能なインバウンド誘客の推進をはかる。

② 民間のアイデアを具体化するプラットフォーム機能の充実（観光企画課）

新たなコンテンツ造成を行う地域のプレーヤーに対して専門人材を活用した事業化促進支援を行う。また、観光施設における外国人目線での多言語表記を行う民間事業者に対して、専門家派遣による事業支援を行う。

さらに、「ナイトタイムエコノミー」「食」「六甲・摩耶の活性化」をテーマに民間から事業提案を募集し、公民共創事業を展開する。

③ 神戸ならではの体験型コンテンツ開発（観光企画課）

インバウンドも含めた誘客推進や滞在期間の長期化をはかるため、外国人目線でのニーズにも焦点を当て、市内の観光資源を洗い出し、神戸ならではの自然や文化、歴史などに年間を通じて利用しやすい多くの体験型コンテンツを造成し催行することで、より深い楽しみを旅行者に提供する。

④ ラグビーワールドカップ 2019 に向けた観客誘致の推進（観光企画課）

ラグビーワールドカップ 2019 を契機として、今後のインバウンド受入れやゴールデンズポーツイヤーズの展開を推進するため、国内外からの観戦客に対して地域全体でのおもてなしや神戸の魅力発信、コンテンツの提案等を行う。

2. 六甲山・摩耶山の活性化

① 掬星台を含む摩耶山上の再整備（観光企画課）

令和2年度末にPFI事業期間満了を迎える国民宿舎神戸摩耶ロッジ（ホテル・ド・摩耶）が担ってきた宿泊機能を維持・発展させ、豊かな自然環境と日本有数の眺望を有する摩耶山のさらなる魅力の向上と観光誘客のため、掬星台を含む摩耶山上の再整備の検討、民間事業者の公募を進めていく。

② 神戸ビーフを活用した六甲山牧場の活性化（観光企画課・農水産課）

六甲山牧場において、牛舎・放牧場の整備を行い、防疫対策を強化しつつ、神戸ビーフの素となる但馬牛を飼育する。

また、六甲山・摩耶山全体の活性化をめざし、民間事業者を活用した六甲山牧場の新たな魅力創出をはかるため、六甲山牧場と親和性の高い機能（施設）の整備に向けた検討を行う。

③ インターネット通信環境の改善（観光企画課）

六甲山上の活性化に向けて、ITインフラであるインターネット通信の高速化を実現させるため、光ケーブルの敷設を行う。令和元年度には、敷設に向けた調査を進める。

④ 六甲・摩耶急行バスの運行（観光企画課）

市街地からまやビューライン及び六甲ケーブルを繋ぐ急行バスの運行を実施する。

併せて、急行バスと判別できるよう車体にデザインを施すとともに、六甲山・摩耶山への最寄り駅においてのバス乗り場案内やバスの発車時刻等の情報発信を行い、統一されたデザインによるバス停への誘導を行う。

- ⑤ 六甲山上の遊休施設などを利活用した「賑わい創出事業」の拡充
(観光企画課)

六甲山上にある企業保養所等の遊休施設を観光関連施設に利活用する事業者に対して支援を行う「賑わい創出事業」を拡充し、民間ならではの発想や創意工夫にあふれた事業の実現と、建物更新による六甲山上の景観改善をはかる。

- ⑥ 六甲山・摩耶山への誘客促進（観光企画課・調整区域指導課）

観光客にとって必要な六甲山・摩耶山に関する情報を取りまとめた分かりやすいポータルサイトを制作する。

また、六甲山地区のさらなる活性化を推進するため、宿泊施設等の新設を可能とし、対象地区を摩耶山にも拡大する規制緩和を実施する。加えて、六甲山再生委員会や関係者等の意見をふまえながら、六甲山の活性化を実現するため策定する六甲山ランドデザインの実現に向けて、都市型創造産業に資する事務所等の立地について都市計画法上の立地規制を緩和していく。

3. 地域資源を活かした観光振興

- ① 須磨海浜水族園・海浜公園再整備（観光企画課）

築 30 年以上が経過し老朽化が進んだ須磨海浜水族園および海浜公園について、再整備を行う民間事業者の公募を行い、民間活力の導入によって須磨海浜公園エリア全体の魅力向上をはかる。

- ② 日本酒をテーマとした日本遺産申請（観光企画課）

伊丹市・西宮市・尼崎市・芦屋市と共同で日本酒をテーマに日本遺産の登録申請を行い、日本遺産認定後は、5市と民間が連携し、マーケティングやPR活動を行う。

- ③ 観光案内板の整備（観光企画課）

観光地内の回遊性向上や観光情報の有効発信をはかるため、全市統一の「案内サイン共通仕様書」に基づき、引き続き観光案内板の更新を行う。令和元年度については灘五郷エリアにおいて更新する。

- ④ 外国人観光客に対する災害時対応（観光企画課）

インバウンドが増加する状況において、地震・豪雨・台風といった災害が起こった際の外国人観光客に向けた情報提供をはじめとした危機管理体制・手法を確立するため、現在の「神戸市地域防災計画」を活用しながら、国内遠方または外国人旅行者への対応について「観光危機管理マニュアル」を作成し、地域防災計画の充実をはかる。

4. コンベンション機能の強化

① グローバルMICE都市・KOB Eの推進（観光企画課）

MICE開催における神戸市への経済波及効果や都市ブランドの向上のため、引き続き、大学との連携強化、インセンティブツアーの誘致強化、展示会助成等を実施し、MICE誘致を強力に推進する。

[Ⅲ 農漁業の活性化とブランド化の推進]

1. 「食都神戸 2020」の推進

① 「食都神戸」の魅力発信（農水産課）

市内外の情報発信を強化することで「食都神戸」の魅力を広く発信するため、首都圏をはじめとする国内主要都市において、神戸の「食」のPRを行う。さらに、世界の食文化都市ネットワークである「デリス・ネットワーク」加盟市や、食文化振興を推進する国内の自治体と食文化に関する交流を行い、また、神戸のまちに古くからある老舗の魅力を再発見し、市民に再発信する事業を実施するなど、神戸の「食」と食文化の発信と発展に取り組む。

② 新たな戦略的拡大品目の推進（農水産課）

市内産農水産物の新たな戦略的拡大品目の推進として、市内産「いちじく」のブランド化、海外展開を含む販路拡大、生産振興に取り組んでいく。

③ ファーマーズマーケットの開催（農水産課）

地産地消のライフスタイル化を進めるため実施している「ファーマーズマーケット」の定着化に向け、東遊園地での開催を年間40回継続するとともに、中央区以外での開催箇所の拡大・定着に取り組む。

④ 食と里のネットワーク構築（計画課）

市内の農漁業者と飲食やデザイン、ITに携わる事業者とが情報交換・共有を行うウェブ・SNSによるインターネット型と、互いに出会い勉強会等を行う交流・育成型のネットワークを構築するとともに、農漁業や食ビジネスへ興味のある市民とをつなぐ場としても活用する。

⑤ まちなか農園の開設支援（計画課）

市街化区域内の生産緑地を活用し、新鮮な農産物を供給するとともに、都市住民との交流を促進する体験農園や簡易直売所の開設を支援することにより、都市農業の振興をはかる。

⑥ 「神戸の食」の世界への発信（農水産課）

海外での食の展示会への出展や海外からのバイヤーの招聘など、「神戸の食」の輸出促進と魅力発信に取り組む。さらに、食に関する世界的ネットワーク（スローフードインターナショナル等）と連携し、神戸の食文化の発展を担う人材育成とともに、世界の都市との「食」に関する交流促進に取り組む。

2. 神戸らしい農漁業の推進

（1）神戸の農漁業を支える担い手の育成

① 里山「しごとつくる」プロジェクトの推進（計画課）

農村地域の長期的な担い手の拡大につなげるため、大学や民間企業と連携して、地域外の若者を対象に、農業だけでなく、食品加工、飲食事業、IT・デザインと連携するなど、新たな「しごと（起業）」をつくるための「里山起業スクール」を開催する。また、空家をシェアハウス・シェアオフィスの機能を有する拠点施設へと改修する経費を支援する。

② 若手農業者・漁業者チャレンジサポート事業（計画課）

若手農漁業者の組織化を進め、構成員の連携強化をはかり、経営強化・技術の向上等にチャレンジする活動に係る経費を支援することにより、神戸の農漁業の担い手の育成・確保につなげる。

③ 生産拡大への支援（西・北農業振興センター）

市内産野菜の生産拡大、直売所への出荷拡大、直売所の魅力アップをはかるため、県補助事業を活用し、パイプハウスの導入支援を行う。また、神戸産米の拡大と休耕田の活用を目的とした業務用米の作付への支援を行う。

（2）畜産振興の強化

① 畜産振興の強化（西農業振興センター・農水産課）

神戸ビーフ生産拡大のため、新たに素牛生産に取り組む畜産農家へ支援を行うとともに、六甲山牧場において但馬牛の飼育を拡大する。また、引き続き肥育素牛導入補助事業を行い、畜産経営の改善をはかる。

② バイオガスエネルギーの活用（西農業振興センター）

家畜糞尿からバイオガスを生産してエネルギーの活用に取り組む畜産農家を支援する。

(3) 漁業振興の強化

① 栽培漁業センターの移転・機能強化（農水産課）

栽培漁業センターは、栽培漁業による魚介類の種苗生産及び中間育成、放流等を行っており、神戸海域の水産資源増大に寄与しているが、現施設の老朽化が進行していることから、垂水処理場東側への移転及び機能強化をはかるための基本計画の策定を行う。

② 須磨海づり公園の復旧・魅力向上検討（農水産課）

平成30年8月の台風被害により休園中の須磨海づり公園の復旧を行う。また、当施設は建設から40年余が経過しているため、今後の継続した供用へ向けた長寿命化改修の設計を行うとともに、料金の見直しを検討する。また、民間事業者の参入によるさらなる魅力向上についても検討を進めていく。

③ 漁業共済加入助成の拡充（農水産課）

漁業共済事業は、不漁や自然災害による損失を補償する国の制度であり、漁業者が不慮の漁業災害に見舞われたときの立ち直りと漁業経営の安定に資するため、これまでのり養殖漁業のみに行っていた共済事業掛金への補助について、漁船漁業についても対象に加える。

④ 漁港施設機能強化（農水産課）

流通拠点漁港となっている垂水漁港において、主要岸壁の耐震強化、漁港内道路・駐車場の液状化防止のための整備を引き続き実施する。また、塩屋漁港については、台風による高潮と波浪対策の検討を行う。

3. 農村地域の活性化

(1) 神戸・里山暮らしの推進

① 神戸・里山暮らしの推進事業（計画課・西・北農業振興センター）

農村地域の活性化をはかるため、地域団体が主体的に取り組む活動を支援する「里づくり支援事業」や空家等の転活用を支援する「里づくりの拠点施設等改修支援事業」、農村定住促進コーディネーター等の事業を継続して実施する。また、これまで段階的に進めてきた開発許可等の規制緩和を活用し、農村地域への定住・起業の促進をはかる。

② 里山整備支援事業（森林環境譲与税）（計画課）

野生動物による農業被害や防災意識の向上など、住民の里山整備への関心が高まっているため、地域住民等が実施する獣害対策としての里山整備や人家裏山の竹林・危険木の伐採などに必要となる資機材の購入費や、大径木の伐採に要する経費を補助し里山整備を推進する。

③ 中山間地域対象地区調査（北農業振興センター）

農業の生産条件が不利な中山間地域において、水路や農道管理等の農業生産を継続する活動を支援するため、令和2年度の事業実施に向け、地元意向の確認や対象区域の調査を行う。

(2) 農業公園再整備

① 農業公園再整備（農水産課）

神戸市西部域の中心的な集客観光施設として、直売所・ワイナリーを核とした「食と農の交流拠点」をテーマとして農業公園を再整備するための具体的な事業スキーム、事業条件、事業スケジュール等の検討を行い、それらを踏まえた再整備計画を策定する。

(3) 農村環境の整備

① 農道移管促進事業（計画課）

ほ場整備事業により整備した農道を道路管理者に移管する際に必要となる道路引継図書を引き続き作成するとともに、移管に伴う是正工事の経費を補助し、農道移管の早期完了を促進する。

② ため池防災減災対策（計画課）

豪雨や地震等の自然災害による農業用ため池の決壊等を防止するため、引き続き改修事業を進める。また、小規模なため池の管理や利用状況調査を実施し、ため池管理者の意向を把握するとともに、決壊すれば下流の家屋等に被害の可能性のあるため池の補助対象を個人ため池まで拡充するほか、ため池の廃止の補助制度を創設するなど、防災減災対策を強化する。

③ 農地・農業用施設にかかる災害復旧事業支援（計画課）

農地・農業用施設にかかる災害発生時には、これまで農業用施設は市が事業主体となって国の災害復旧事業を実施してきたが、新たに農地も市が主体となって実施するとともに、国事業の対象外の復旧事業については、市単独の復旧制度を活用し、地元農家の負担軽減をはかる。

(4) 有害鳥獣及び特定外来生物対策

① 有害鳥獣及び特定外来生物対策（計画課・西・北農業振興センター）

有害鳥獣による北区及び西区における農作物被害並びに市街地における生活環境被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲及び利活用、餌付け対策、防護柵整備に対する支援、イノシシ出没緊急対応事業、鳥獣相談ダイヤルによる市民相談、有害鳥獣捕獲に従事する人材の育成事業等を実施する。また、アライグマ等の特定外来生物の捕獲もあわせて推進する。

[IV 卸売市場の機能強化]

1. 卸売市場の活性化

① 中央卸売市場本場の活性化（本場）

建設後 30 年以上経過した卸売場棟・仲卸売場棟のクールドチェーン対応等の機能強化, 及び本場西側敷地の冷蔵庫棟の移転のための再整備事業に着手し, 冷蔵庫, 買荷保管所及び加工場の敷地を確保するため, 公有水面の埋立について, 関係機関と協議の上, 手続を進め, 工事に着手する。

また, 卸売場棟通路舗装補修や各所空調設備を更新するなど, 安全・安心の確保や必要な機能を維持するための施設整備を行う。

② 中央卸売市場東部市場の活性化（東部市場）

関連事業所耐震改修・外壁改修工事など老朽化した施設の安全性の確保や市場運営に必要な機能を維持するための施設整備を行うとともに, 老朽化施設整備に関する調査検討業務を実施する。

③ 中央卸売市場西部市場の活性化（西部市場）

食肉機械設備や電動式防熱扉を改修するなど, 衛生面の強化及び利用環境の改善のための施設整備を行う。